

(1) 生活福祉資金貸付制度（長崎県社会福祉協議会）



雲仙市社会福祉協議会本部
TEL：0957-37-2855

この制度は、必要な資金の貸付と相談支援を行う

問合せ先

ことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるよう支援します。

○基本要件

・世帯単位での貸付

生活福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。

・社協・民生委員の相談援助が前提

生活福祉資金貸付制度は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援、援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。

・他制度優先

他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用していただくことになります。

・購入及び支払い済みの経費は貸付対象外

既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

○利用対象者

・低所得世帯

独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。

・高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する（要介護Ⅰ以上）65歳以上の高齢者の属する世帯。

・障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいのある方の属する世帯。

○資金の種類

1. 福祉資金（福祉費）

- | | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|
| ①生業費 | ②技能習得費 | ③住宅整備費 | ④福祉用具購入費 |
| ⑤障害者自動車購入費 | ⑥療養費 | ⑦介護等費 | |
| ⑧災害臨時費 | ⑨冠婚葬祭費 | ⑩住居移転等費 | ⑪技能習得等支度費 |
| ⑫その他日常一時必要費 | ⑬緊急小口資金 | | |

2. 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

3. 総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

4. 不動産担保型生活資金

5. 臨時特例つなぎ資金

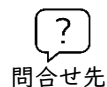
○利用手続き

《相談》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

《申請受付》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ、申込関係書類の提出後審査があります。

《審査会》 長崎県社会福祉協議会の貸付審査会にて適正審査が行われます。

(2) 福祉資金貸付事業



雲仙市社会福祉協議会本部
TEL：0957-37-2855

この事業は、必要な少額資金の貸付を行うことにより、世帯の更生と生活の安定を支援するものです。

○基本要件

・世帯単位の貸付

福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主又は生計中心者」が借入申込者となります。

・社協・民生委員の相談援助が前提

福祉資金貸付事業は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援、援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。

・他制度優先

他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用していただくことになります。

・購入及び支払い済みの経費は貸付対象外

既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

○利用対象者

雲仙市内に6か月以上居住する生活困難者世帯で、生活の再建に必要な融資を他の機関から受けることが困難な世帯。

○資金の種類

・一般福祉資金（5万円を超え10万円以内の資金）

・小口福祉資金（5万円以下の資金）

○利用手続き

《相談》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

《申請受付》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ、申込関係書類の提出後審査があります。

(3) 緊急食糧支援事業

一時的な生活困窮世帯に対し、必要に応じて
現物支給による経済的支援を行うことにより
心理的な不安の軽減、安定した生活へとつながるよう支援します。



雲仙市社会福祉協議会本部
TEL：0957-37-2855
雲仙市社会福祉協議会各支所
※連絡先は下記表参照

○利用対象者

雲仙市内に居住する生活困窮世帯で、各種現行制度における対応が困難、かつ緊急的な支援が必要な世帯。

○支援の内容

- ・ 支援を必要な世帯に対し、食材等の現物支給を行います。
(ただし、1事例あたり支援は原則1回のみとなります。)
- ・ 1事例あたりの支援上限額
基本上限額5,000円に世帯員一人当たり1,000円を加算した額
- ・ 嗜好品は対象外となります。

○利用申請、相談

相談は、雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

○申請受付

雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ申込関係書類の提出をしていただきます。

○申請受付

相談受付	相談会場	電話番号	相談日	相談時間
本部	千々石老人福祉センター橘荘	0957-37-2855	毎週月曜 ～金曜日 (祝日は お休み です)	8時30分 ～ 17時00分
国見支所	国見町総合福祉センター	0957-78-0596		
瑞穂支所	瑞穂安全・安心ステーション	0957-77-3670		
吾妻支所	吾妻就業改善センター	0957-38-3511		
愛野支所	愛野保健福祉センター	0957-36-0071		
千々石支所	千々石老人福祉センター橘荘	0957-37-2755		
小浜支所	小浜老人福祉センター	0957-75-0620		
南串山支所	南串山保健福祉センター	0957-88-2143		